浦安市立学校における働き方改革推進計画

令和4年6月(第2版) 浦安市教育委員会

目 次

1. 目的•••

2.	本計	十画の位	立置	づけ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3.	本市	万の実態	- -		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4.	本市	5の目標	票•		•	•			•			•	•		•	•	•		•	•								•	2
	(1)	教職員	夏 の	意識	改	革	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	教職員	員の	総労	働	時	間	の	短	縮	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
5.	取糺	且方針。			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6.	取糺	且の検証	Еと	改善	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
7.	教育	育委員 会	き の	取組	.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(1)	業務引	女善	の推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(2)	学校	・家	庭•	地	域	及	び	関	係	機	関	等	لح	0)	連	携	0	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(3)	部活動	サの	負担	軽	減	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(4)	勤務問	宇間	に関	す	る	意	識	改	革	と	時	間	外	勤	務	0	抑	制	•	•	•	•			•		•	7
	(5)	学校を	と支	:援す	`る	人	材	(T)	確	保	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•				•		•	8
	(6)	方針及	なび	行動	計	画	等	の	徹	底	ح	フ	オ	口	_	ア	ツ	プ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
8.	学校	支の取約	E.																										
	(1)	業務改	女善	の推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(2)	学校	· 家	庭•	地	域	及	び	関	係	機	関	等	と	0)	連	携	0	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(3)	部活動	サの	負担	[軽	減	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(4)	勤務問	寺間	に関	す	る	意	識	改	革	と	時	間	外	·勤	務	0	抑	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(5)	学校を	と支	:援す	`る	人	材	0)	確	保	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•				•		•	10
	(6)	方針及	をひ	行動	計	画	等	の	徹	底	لح	フ	オ	口	_	ア	ツ	プ	•	•	•	•	•		•	•	•	•	11
		学校で																											
浦多	安市立	工学校に	こお	ける	働	き	方	改	革	推	進	検	討	委	員	会	設	置	要	綱	•	•		•		•		•	15

1. 目的

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにする。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、文部科学省通知「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(指針)及び千葉県教育委員会より出された「学校における働き方改革推進プラン」を受け、浦安市立学校の業務改善を図り、教職員の労働時間の短縮を推進し、その取り組みを進めることができるよう、浦安市教育委員会が策定した行動計画である。なお、本計画については、達成状況を検証しながら、必要に応じた見直しを図っていくこととする。

3. 本市の実態

県教育委員会が、令和3年度 11 月に実施した「教職員勤務実態調査」の結果は以下のとおりである。いわゆる「過労死ライン」といわれる1か月当たり正規の勤務時間を80時間超えて在校している教職員は、未だ多く存在していることがわかる。

【表1 令和元年度~令和3年度 11月の教職員勤務実態調査結果より】

		浦安市立	2小学校	浦安市立	Z中学校
職種	調査時期	45 時間超	80 時間超	45 時間超	80 時間超
	R3.11 月	70.6%	5.9%	33.3%	0.0%
校長	R 2.11 月	52.9%	0.0%	11.1%	0.0%
	R 1.11 月	41.2%	5.9%	22.2%	0.0%
	R3.11 月	88.2%	23.5%	77.8%	11.1%
教頭	R 2.11 月	76.5%	0.0%	88.9%	11.1%
	R 1.11 月	76.5%	11.8%	88.9%	33.3%
	R3.11 月	57.2%	3.4%	64.7%	26.3%
教諭等	R 2.11 月	51.5%	1.2%	66.2%	22.1%
	R 1.11 月	63.1%	5.7%	73.8%	25.3%

【表2 令和3年度 11月の教職員勤務実態調査結果より(県結果 参考)】

		県内小	、学校	県内中	9学校
職種	調査時期	45 時間超	80 時間超	45 時間超	80 時間超
校長		30.9%	1.9%	26.1%	2.9%
教 頭	R 3.11 月	86.6%	25.4%	83.8%	30.6%
教諭等		50.9%	6.2%	63.9%	26.6%

4. 本市の目標

「子供と向き合う時間を確保できている教員の割合」を70%以上に、及び「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」を95%以上にする。

また、1か月当たり正規の勤務時間を80時間超えて在校する教職員を「0」にする。

- ※達成状況については、【教職員の働き方改革に係る意識調査】及び【出退勤時刻の報告による 教職員の勤務実態調査】等により実態を把握する。
- ※子供と向き合う時間とは、休み時間や放課後等において、子供たちに補習したり、遊んだり、 相談に乗ったりする時間のことを意味する。

(1) 教職員の意識改革

学校における働き方改革とは、単に教職員の在校時間を短縮すれば良いというものではない。また、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、家に持ち帰って業務を行う時間が増えたりすることを意図するものでもない。

学校における働き方改革を確実に推進していくためには、まず教職員の意識改革から始め、教職員の業務量を減らす業務改善とともに進めていくことが必要不可欠である。

多くの教職員が「子供たちのため」であれば、長時間勤務をやむなしとする風潮から脱却し、教職員が心身ともに健康で充実した生活を送ることで、教育活動に全力で打ち込めることが「本当の子供たちのためになる」という認識を定着させることが必要である。

そのためには、教職員一人一人が、勤務時間を意識し、計画的・効率的に業務を 行おうとする意識をもつことが大切である。

引き続き、教育委員会や各学校の様々な取組を通して、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」を70%以上に、「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」を95%以上に増やすことを目指す。

そして、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性 を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるようにしていく。

【表3 教職員の働き方改革に係る意識調査(市立学校)】

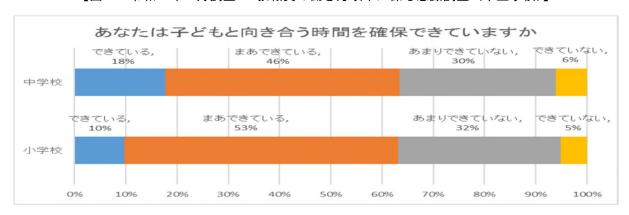
(令和3年2月調査)

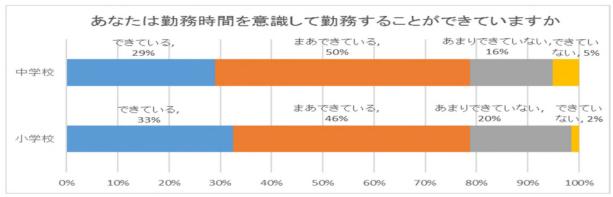
- ○子供と向き合う時間が確保できている教職員の割合・・・・・・70% (県 71%)
- ○勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合・・・80%(県84%)

(令和4年2月調査)

- ○子供と向き合う時間が確保できている教職員の割合・・・・・・63%(県 64%)
- ○勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合・・・78%(県79%)

【図1 令和4年2月調査 教職員の働き方改革に係る意識調査(市立学校)】





(2) 教職員の総労働時間の短縮

現在、本県及び本市において、多くの教職員がいわゆる「過労死ライン」を超えた業務を行っている実態がある。そこで、労働基準法の規定を踏まえつつ、引き続き、1か月当たり正規の勤務時間を80時間超えて在校する教職員を「0」にすることを目指していく。

学校行事等や児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合においても、正規の勤務時間を超える在校等時間を、年720時間(毎月100時間未満、連続する複数月の平均80時間)を超えないようにすることとする。

なお、土日や祝日などの業務も、校務として行っている業務の時間については「在 校等時間」に含まれる。

また、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき在校時間から除くものとする。

【表4 千葉県教育委員会「学校における働き方改革推進プラン(令和3年3月改定)」】

「学校職員の勤務時間等に関する規則」で定める業務量の適切な管理について

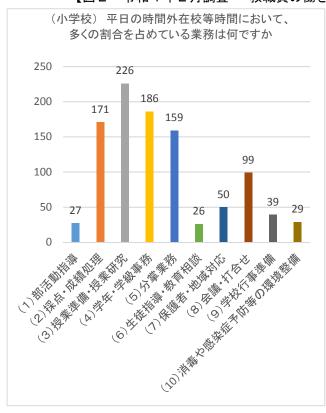
- ○1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ○1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、
 - ○1か月の時間外在校等時間100時間未満
 - ○1年間の時間外在校等時間720時間以内

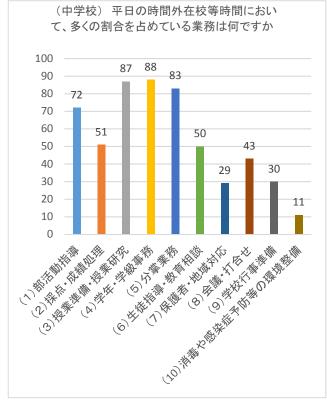
(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6月まで)

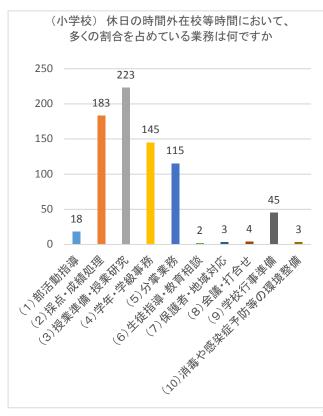
5. 取組方針

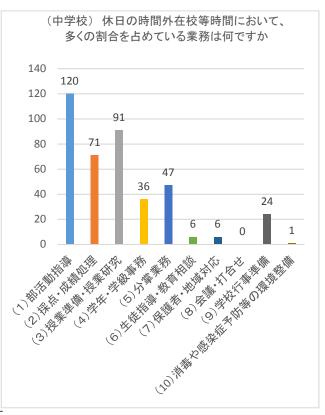
現在の浦安市の教職員の一日の業務量を見てみると、学級担任制である小学校においては、授業準備・教材研究や学年・学級事務、採点・成績処理にかかる業務が大きな割合を占めている。教科担任制の中学校においても、授業準備・教材研究や学年・学級事務にかかる業務に加え、特に休日の部活動にかかわる時間が長時間労働の原因の一つになっていることがわかる。

【図2 令和4年2月調査 教職員の働き方改革に係る意識調査(市立学校)】









-4

働き方改革を進める上では、教職員の業務内容やそのプロセスを詳細に分析し、削減可能な領域とそうでない領域を見極める必要があり、闇雲に全体の業務量をまんべんなく削減するという考えは得策ではない。

また、教職員の意識改革を図るには、子供たちに対しての効果的な教育活動に向けて、教職員一人一人が自らの働き方を見直すとともに、学校における働き方改革の取組が、家庭や地域等から理解支援されることが必要である。さらに、教員の業務改善を図るには、各学校や地域の実情に応じて、役割分担を検討し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整えることが必要である。このことは、児童生徒と向き合う時間を確保し、児童生徒の学習の質を保障することにつながる。

以上の点から、学校における働き方改革を推進していくためには、教育委員会をは じめ学校、家庭、地域等を含めたすべての関係者が、それぞれの課題に基づいて、改 革に向けた取組を実行していかなければならないと考える。

そこで、下記の取組の方針のもと、具体的な方策を講じていくこととする。

- ✓業務改善の推進
- ✔学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進
- ✔部活動の負担軽減
- ✔勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制
- ✓学校を支援する人材の確保
- ✔方針及び行動計画等の取組の徹底及びフォローアップ

6. 取組の検証と改善

市教育委員会は、県教育委員会の調査や市独自の勤務実態整理簿、意識調査等により、進捗状況を把握するとともに、「浦安市立学校における働き方改革推進検討委員会」を中心に「浦安市学校職員安全衛生委員会」や校長会、教頭会と連携を図り、学校現場からの意見等も聞きながら、取組の検証を行っていく。

また、今後、国や県の働き方改革の動向等や市教育委員会の検証を踏まえた新たな目標及び取組の追加、取組の見直しなど、計画の改定を行っていく。

7. 教育委員会の取組

- (1)業務改善の推進
 - ①働き方改革に係る推進体制を構築する。
 - ・「浦安市学校における働き方改革推進検討委員会」
 - ・「浦安市学校職員安全衛生委員会」や「校長会、教頭会」との連携。
 - ②各課における業務改善目標を下表のとおり定め、市内小中学校の業務改善を支援する。

【表5 各課における業務改善目標】

	改善項目	具体的な取り組み内容
共通	学校への通知、調査等を整理・精選する。	調査においては重複する内容等を整理し、学校に依頼する報告書は目的を明確にする。 教育委員会と学校との文書のやり取りを簡素化する。職印が省略できるものは省略し、内容に応じて紙媒体での提出から、メールやフォルダーに提出するなどデジタルを活用した提出方法への変更を推進する。
教育総務課・教育施設課	留守番電話の導入	各学校の電話回線機器の敷設状況を確認し、学校現場の現状を把握したうえで、必要な機能等を精査し、留守番電話の導入について検討を進める。
教育	学校支援コーディネーター の効果的な活用	毎年行っている研修会において、学校支援コーディネーターを効果的に活用している学校のコーディネーターを講師に 迎え、実践的取り組みを紹介するなどして、各学校のコーディネーター機能を高める。
育政策課	浦安型コミュニティ・スク ールの活用による地域の 方々の学校教育活動への積 極的な参画を推進する	学校教育活動への積極的参画を推進し、学校と地域が一緒になって子どもを育む体制を構築し、ひいては、教職員の長時間労働に対する負担の軽減につながるよう、それぞれの役割分担等を意識しながら課題解決への取組について、浦安型コミュニティ・スクールを活用し検討する。
保健体育安全課	部活動指導者派遣事業	「部活動の指導等を行う部活動指導者」の活用方法を検討するとともに 人数等の要望を受け、学校へ配置する。
224	教職員の勤務実態について 整理・分析・共有	個人の時間外勤務を含む教職員の勤務実態を把握し、分析 結果や課題、業務改善につながっている取組について学校へ 情報提供し、教職員の働き方改革に対する意識の向上を図る。
学務課	留守番電話の活用	留守番電話の導入に向けて、学校現場の現状を把握したう えで、有効な運用方法について検討を進める。
	徴収金マニュアルの見直し	学校徴収金マニュアルの見直しを行い、会計処理にかかる 時間や銀行への移動時間の削減を図る。
指導課	各種研修会の開催方法の工 夫	参集だけでなく、参集・紙面・オンラインなど、研修会の内容にあった開催方法で実施する。

教育研究	特別支援教育に関する教材教具の共有化	研修会で取り上げられたものや、各学校で利活用している 教材・教具を共有フォルダーに保存し、だれもが活用できるよ うな仕組みを整備するとともに、その更なる活用の周知を継 続していく。
究センタ	相談業務の効率化	学校での相談が勤務時間内で実施できるよう、引き続き対 応していく。
ĺ	個別の教育支援計画および 指導計画の作成の効率化	個別の教育支援計画および指導計画について、記載内容や 記載方法の見直しについて検討を行う。

(2) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

- ①学校安全に関する取組や登下校に関する安全対策について、学校・家庭・地域 及び関係機関との連携を継続していく。
 - · 交通整理員 · 学校警備員
- ②教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、PTA等に説明会や文書等により必要な要請を行う。
- ③県教育委員会と市町村教育委員会は、学校の業務改善及び教職員の意識改革の 取組について、連携を図り推進していく。

(3) 部活動の負担軽減

- ①「安全で適切な部活動運営の指針」に則ったゆとりのある部活動運営を推奨する。
 - ・活動時間、休養日、オフシーズンの設定状況の確認
- ②「部活動の指導等を行う部活動指導者」の活用方法を検討するとともに 人数 等の要望を受け、学校へ配置する。
 - ・部活動指導者派遣事業(市費の教職員による部活動指導員の役割の確認)

(4) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

- ① I C T の活用により教職員の勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの 定着を図る。
- ②教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問い合わせ等については、緊急時の 教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる 連絡対応等ができるような体制を整える。
- ③教育委員会として、「学校に日直を置かない日」を設定する。
 - ・夏季休業中に3~4日、冬季休業中に2日設定。

- ④教育課程カリキュラム改革を推進し、ゆとりのある教育課程を編成する。
 - ・週の授業時数を減らし、授業時数の平準化を図る
- (5) 学校を支援する人材の確保
- ①支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、専門的な知識・経験を有する スクールライフカウンセラー等を活用した相談の充実を図る。また、教育活動 において、児童生徒を支援する市費会計年度任用が効果的に児童生徒に関われ る体制づくりを推進できるように、積極的に学校との連携を図る。
 - ・スクールライフカウンセラー、学習支援室活用推進教員、学年・教科支援教員、心身 障がい児支援員
- ②教職員が行う授業準備や学習指導を補助する理科教育推進教員、ICT 支援員等の配置により、授業内容の充実と教職員が担うべき業務の縮減を図る。
 - ・理科教育推進教員 ・学校司書 ・ICT 支援員
- ③学校現場でのトラブルの早期解決に向け、弁護士による法律相談の活用を周知 する。
 - 指導課所管の弁護士相談
- (6) 方針及び行動計画等の徹底とフォローアップ

業務改善方針・計画や実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れるとともに、学校職員が参加する研修会や会議等及で積極的に推進を図る。

- ①方針及び行動計画について、達成状況を調査等で把握し、継続的に検証・見直 しを図る。
- ②学校における働き方改革に向けての優れた取組等を、各学校へ紹介し、広めていく。
- ③教職員の勤務条件、健康障害等に係る相談窓口の周知を図る。

8. 学校の取組

- (1)業務改善の推進
 - ①校長は、学校行事や会議、打合せ等を思い切って見直す。
 - ・「スクラップ アンド ビルド」の意識を持つ
 - ・以前からある体験活動等の見直し
 - ・行事の練習・準備期間の短縮(運動会、体育祭等)
 - ②校長は、会議や打合せ等の効率化を図る。
 - ・メールや校内共有フォルダーを活用した情報共有等
 - ・配付パソコン及び校内ネットワーク等を活用した資料のペーパーレス化
 - ・会議の開始時刻・終了時刻及び提案時間の設定
 - ・ホワイトボード等を活用した定例打合せの効率化

- ③校長は、事務の合理化を図る(電子化等)。
 - ・職員会議等の提案資料や指導案・電子教材等をフォルダーで共有
 - ・ 週案の電子化等
- ④教材費等学校徴収金は、可能な限り銀行振り込み・口座引き落としによる徴収 とする。
 - ・教職員が児童生徒から直接現金を集め、業者に支払うことがないような体制を検討 する。(ネットバンキングの活用)
- ⑤地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口としては、副校長、教頭、 主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付ける。
 - ・学級担任等が、地域ボランティア等との連絡調整の学校側の窓口とならない体制
 - ・学校支援コーディネーターの活用
- ⑥学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成 員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。
 - ・各委員会等の見直しを図り、効果的に機能する委員会等の統廃合を図る。
 - ・委員会等の構成員を考慮し、会議日を設け、委員会等を同時に開催する。
- (2) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進
 - ①校長は、教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域住 民等に適切に説明を行う。
 - ②校長は、登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家 庭地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。
 - ③校長は、教職員が日ごろからの保護者との良好な関係づくりができるようにするとともに、生徒指導における対応にかける時間が削減できるよう積極的な生徒指導、教育相談、特別支援教育に取り組めるよう教育活動を展開させる。

(3) 部活動の負担軽減

- ① 浦安市教育委員会の「安全で適切な部活動運営の指針」に則り、活動方針を策定し、部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、児童生徒の自治的な活動場面を増やしながら、部活動の運営を適切に行う。
 - ・1日の活動時間は、長くとも、平日の練習時間は2時間程度、土曜日及び日曜日 (以下「週末」という。)を含む学校の休業日は3時間程度とする。
 - これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により過度にならないよう留意する。
 - ・学期中は、平日(※月曜日か水曜日のいずれか)、週末ともに1日以上、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。
 - ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、児童生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間(オフシーズン)を設ける。

- ② 複数の職員で1つの部を担当する。(複数顧問の配置)
- ③ 優れた指導技術を効果的に活用する。
 - · 浦安市小·中学校部活動指導者派遣事業
- (4) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制
 - ①管理職は、ICTの活用やタイムカードなどにより教職員の勤務時間を客観的 に把握し、必要に応じ、指導・助言を与える。
 - ②教職員は、1か月当たり正規の勤務時間を80時間超えないように1日当たりの在校時間を12時間以内とする。
 - なお、週休日である土曜日又は日曜日に業務に従事する場合は、1か月当たりの勤務時間が80時間を超えないように、1日当たりの在校時間を調整する。
 - ③教職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。
 - ④校長は、会議や打合せ等が勤務時間外に及ばないよう留意するとともに、会議 の必要性も含め、見直しを検討する。
 - ⑤校長は、時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮 する。
 - ⑥校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。
 - (7)校長及び教職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努める。
 - ⑧校長及び教職員は、長期休業期間中の土曜日・日曜日はできるだけ業務に従事 しないようにする。
 - ⑨校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、職員一人一人が、週休日、休日等も活用しながら、1年に1度は1週間以上の連続休暇を取得するよう奨励する。
 - ⑩校長は、教職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族ととも に過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する。
- (5) 学校を支援する人材の確保
 - ①校長は、学校支援ボランティア等と連携を図り、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。

- (6) 方針及び行動計画等の取組の徹底とフォローアップ
 - ①校長は、学校の重点目標・経営方針に、働き方に関する視点を盛り込み、学校 全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築する。
 - ②教職員は、校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに、働き方に関する視点を盛り込む。
 - ③校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価、学校関係者評価を実施する。

(7) 学校での取組チェックリスト

① 校長

	□学校行事や会議、打合せ等を思い切って見直す。
	□会議や打合せ等の効率化を図る。
業	□事務の合理化を図る(電子化等)。
業務改善の	□教材費等学校徴収金は、可能な限り銀行振り込み・口座引き落としによる 徴収とする。
推進	□地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口としては、副校長、 教頭、主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付ける。
	□学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や 構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。
関策を定	□教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域住民等 に適切に説明を行う。
家庭・地袋	□登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家庭地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。
推進域及び関係機	□教職員が日ごろからの保護者との良好な関係づくりができるようにする とともに、生徒指導における対応にかける時間が削減できるよう積極的な 生徒指導、教育相談、特別支援教育に取り組めるよう教育活動を展開させ る。
部活動の	□浦安市教育委員会の「安全で適切な部活動運営の指針」に則り、活動方針 を策定し、部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、児童生徒の自治 的な活動場面を増やしながら、部活動の運営を適切に行う。
負担 担	□複数の職員で1つの部を担当する。(複数顧問の配置)
軽減	□優れた指導技術を効果的に活用する。
数務時間	□ I C T の活用やタイムカードなどにより教職員の勤務時間を客観的に把握し、必要に応じ、指導・助言を与える。
外勤務の調	□会議や打合せ等が勤務時間外に及ばないよう留意するとともに、会議の必要性も含め、見直しを検討する。
抑る 制意	□時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮する。
識改革	□特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。

① 校長 (つづき)

改革と時間外勤務の抑制勤務時間に関する意識	 □長期休業期間中の土曜日・日曜日はできるだけ業務に従事しないようにする。 □連続した休暇の取得奨励の一つとして、職員一人一人が、週休日、休日等も活用しながら、1年に1度は1週間以上の連続休暇を取得するよう奨励する。 □教職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する。
る人材の確保学校を支援す	□学校支援ボランティア等と連携を図り、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。
の徹底とフォローアップ方針及び行動計画等の取組	□学校の重点目標・経営方針に、働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築する。□学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価、学校関係者評価を実施する。

② 教員

業務改善の推進	□教材費等学校徴収金は、可能な限り銀行振り込み・口座引き落としによる徴収とする。□学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。
部活動の負担軽減	□浦安市教育委員会の「安全で適切な部活動運営の指針」に則り、活動方針を策定し、部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、児童生徒の自治的な活動場面を増やしながら、部活動の運営を適切に行う。 □複数の職員で1つの部を担当する。 □優れた指導技術を効果的に活用する。
革と時間外勤務の抑制勤務時間に関する意識改	□1か月当たり正規の勤務時間を 80 時間超えないように1日当たりの在校時間を 12 時間以内とする。 □週休日である土曜日又は日曜日に業務に従事する場合は、1か月当たりの勤務時間が 80 時間を超えないように、1日当たりの在校時間を調整する。 □週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。
徹底とフォローアップ方針及び行動計画等の取組の	□校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに、働き方に関する視点を盛り込む。

浦安市立学校における働き方改革推進検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 浦安市立学校における働き方改革に関して、業務改善及び教職員の労働時間の短縮を推進する方策の検討及び関係各課の役割分担を確立するため、浦安市立学校における働き方改革推進検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 方策の検討及び管理に関すること。
 - (2) 各課の役割分担に関すること。
 - (3) その他教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は教育総務部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に定める者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、その議長となる。

(参考意見の聴取)

- 第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意 見または、説明を聞くことができる。
- 2 検討委員会は、委員会の構成員以外の者に対し、資料の提出や会議への出席を 求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学務課で処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附則

この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。

別表1

	委員
1	教育総務部教育総務課長
2	教育総務部教育政策課長
3	教育総務部教育施設課長
4	教育総務部指導課長
5	教育総務部指導課 教育研究センター所長
6	教育総務部保健体育安全課長
7	教育総務部学務課長
8	教育総務部学務課主幹